

市

勢



# 市 勢

## 1 沿 革

新居浜地方には、数千年の昔から人々が住みついていたことが、遺跡や発掘品からうかがえる。2世紀後半大和朝廷の時代に、景行天皇の皇子「武国凝別命」(たけくにこりわけのみこと)が伊予国御村別として御村(東予)に君臨したといわれている。大化の改新後、郡制がしかれて、この地方に神野郡(後の新居郡)が置かれた。神野郡の郡家(郡役所)は、初め郡の西部(西条地方)に設けられていたが、奈良朝末期これを郡の東部中村に遷し、ここに新庁舎を創建して「新居」とした。そして神野郡新居郷の北方海浜を「新居浜」と呼ぶようになった。平城天皇大同4年朝命により、神野郡を新居郡と改めた。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、金子氏、松木氏、宇高氏、藤田氏等の豪族の支配下にあったが、江戸時代になって、現在の市域のうち新居浜、金子、庄内、沢津、宇高、垣生、郷、松神子、多喜浜、阿島、大島、泉川、船木、中村は西条藩に、萩生、大生院は小松藩に属し、角野、立川山、大永山、種子川山及び新須賀は幕領となっていた。

明治22年町村制の施行により、新居浜(明治41年町制実施)、金子、高津、垣生、神郷、多喜浜、大島、泉川(昭和14年町制)、船木、角野(昭和14年町制)、中萩(昭和17年町制)、大生院の12カ村となった。

昭和12年11月3日新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して、人口32,254人の市制を施行し、昭和28年5月3日垣生、神郷、多喜浜、大島の4カ村を、昭和30年3月31日泉川、船木、中萩、大生院の4カ町村を、昭和34年4月1日角野町を、平成15年4月1日別子山村をそれぞれ合併して、現在は人口12万1,211人(H29年4月1日現在・住民基本台帳)、面積234.46km<sup>2</sup>(国土地理院)の県内第3の都市となっている。

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎなかったが、元禄4年別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に、四国屈指の工業都市として生成発展を遂げている。

この間、昭和39年には、新産業都市の指定を受け、昭和40年代の高度成長期、昭和48年別子銅山の閉山、2度

にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えているところである。

平成15年度には、平成における愛媛県内合併第一号として、新居浜市と別子山村が合併して新生新居浜市が発足した。別子銅山の開坑により今日の基礎が築かれた新居浜市と別子山村は、文化歴史的背景を共有し、強い結びつきを持ち続けているが合併を契機にさらに共通の歴史を活かした新しいまちづくりに取り組んでいる。

平成19年度には、市制施行70周年を迎え、「温故知新～伝えよう未来へ～」を実施テーマとして、「市制施行70周年記念式典」、「70周年記念誌の刊行」等、各種記念事業を実施した。

平成23年には、新しい時代を見据え、本市が今後も持続的発展を遂げるため、第五次長期総合計画を策定し、自立・連携のまちづくりの理念のもと、将来都市像「——あかがねのまち、笑顔輝く——産業・環境共生都市」の実現に向け、取り組んでいる。

平成27年度には、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」を策定し、その実現に向けて、本市の実情に応じた5年間の目標や施策の基本的目標、具体的な施策を示す「新居浜市総合戦略」を策定した。

## 2 位置・面積

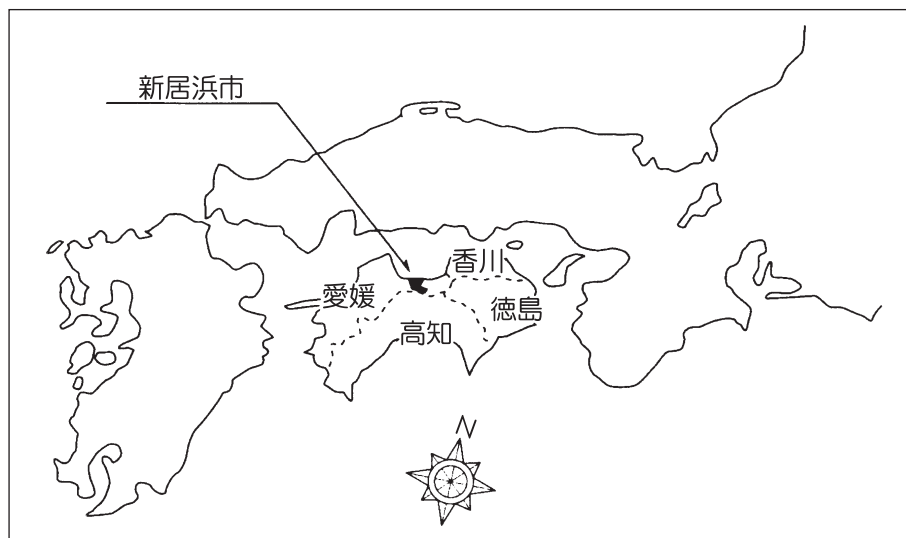
### (1) 位置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海(燧灘)に面している。

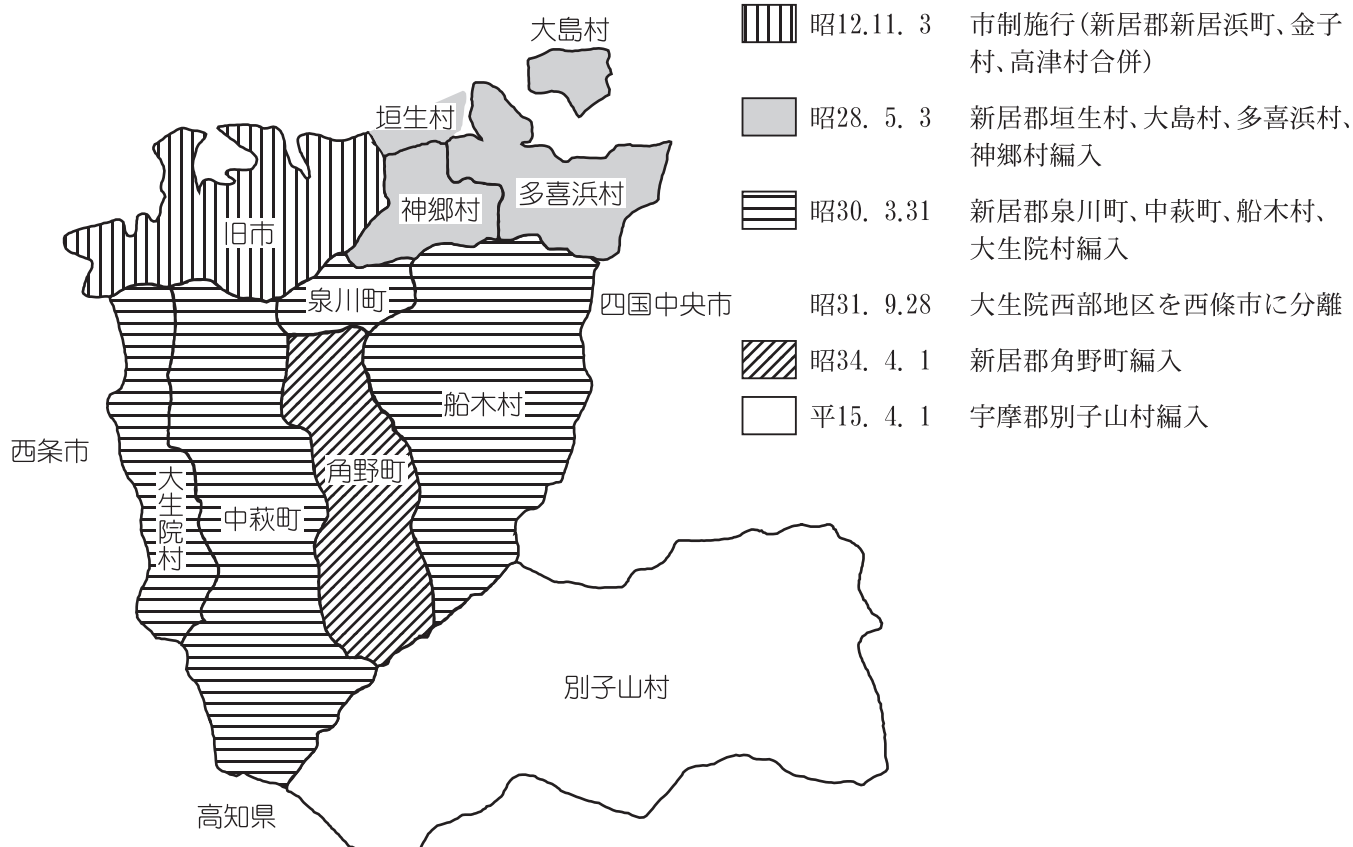
### (2) 面積

市域 東西 20.52km 南北 21.48km

面積 234.46 km<sup>2</sup> (H28.10.1 現在、国土地理院)



## 3 市域の変遷



# 4 人口・世帯

(1) 年次別人口推移

年次	世帯数	人口			面積 (km <sup>2</sup> )	摘 要
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和31年	22,641	106,421	52,531	53,890	142.04	大生院西部地区西條市に分離(9.28)
34	25,821	120,863			157.41	角野町編入(4.1)
35	29,167	125,688	61,356	64,332	156.55	第9回国勢調査
40	31,929	125,155	60,863	64,292	156.69	第10回国勢調査
45	35,430	126,033	61,009	65,024	157.41	第11回国勢調査
50	39,366	131,712	63,979	67,733	158.62	第12回国勢調査
55	41,525	132,339	64,042	68,297	160.05	第13回国勢調査
56	44,516	135,396	65,985	69,411	160.08	住民基本台帳人口(4.1)
57	44,812	135,021	65,701	69,320	160.12	住民基本台帳人口(4.1)
58	45,135	134,698	65,363	69,335	160.13	住民基本台帳人口(4.1)
59	45,334	134,078	64,978	69,100	160.13	住民基本台帳人口(4.1)
60	45,689	134,127	64,889	69,238	160.13	住民基本台帳人口(4.1)
60	42,995	132,184	63,695	68,489	160.54	第14回国勢調査
61	46,104	134,047	64,840	69,207	160.56	住民基本台帳人口(4.1)
62	46,269	133,536	64,541	68,995	160.60	住民基本台帳人口(4.1)
63	46,427	132,984	64,188	68,796	161.12	住民基本台帳人口(4.1)
平成元年	46,864	132,764	64,069	68,695	161.12	住民基本台帳人口(4.1)
2	47,250	132,251	63,761	68,490	161.12	住民基本台帳人口(4.1)
2	44,280	129,149	62,081	67,068	161.14	第15回国勢調査
3	47,782	132,200	63,800	68,400	161.16	住民基本台帳人口(4.1)
4	48,337	132,105	63,753	68,352	161.16	住民基本台帳人口(4.1)
5	48,952	132,026	63,755	68,271	161.16	住民基本台帳人口(4.1)
6	49,304	131,638	63,527	68,111	161.17	住民基本台帳人口(4.1)
7	49,773	131,324	63,334	67,990	161.23	住民基本台帳人口(4.1)
7	46,559	127,917	61,460	66,457	161.23	第16回国勢調査
8	50,060	130,570	62,920	67,650	161.23	住民基本台帳人口(4.1)
9	50,442	130,331	62,687	67,644	161.27	住民基本台帳人口(4.1)
10	51,034	130,115	62,541	67,574	161.27	住民基本台帳人口(4.1)
11	51,341	129,432	62,214	67,218	161.27	住民基本台帳人口(4.1)
12	51,614	128,882	61,827	67,055	161.30	住民基本台帳人口(4.1)
12	48,126	125,537	60,034	65,503	161.30	第17回国勢調査
13	51,885	128,337	61,567	66,770	161.30	住民基本台帳人口(4.1)
14	52,366	128,161	61,406	66,755	161.30	住民基本台帳人口(4.1)
15	52,993	127,926	61,284	66,642	234.30	別子山村編入、住民基本台帳人口(4.1)
16	53,404	127,553	61,092	66,461	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
17	53,679	126,708	60,619	66,089	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
17	49,484	123,952	59,190	64,762	234.30	第18回国勢調査
18	54,308	126,581	60,616	65,965	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
19	54,745	126,248	60,429	65,819	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
20	55,131	126,024	60,296	65,728	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
21	55,556	125,689	60,195	65,494	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
22	55,833	125,413	60,041	65,372	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
22	50,377	121,735	58,219	63,516	234.30	第19回国勢調査
23	56,147	124,931	59,768	65,163	234.30	住民基本台帳人口(4.1)
24	56,429	124,438	59,541	64,897	234.32	住民基本台帳人口(4.1)
25	56,952	124,388	59,475	64,913	234.32	住民基本台帳人口(4.1)
26	57,055	123,696	59,195	64,501	234.32	住民基本台帳人口(4.1)
27	57,147	122,751	58,801	63,950	234.46	住民基本台帳人口(4.1)
27	50,653	119,903	57,551	62,352	234.46	第20回国勢調査
28	57,237	121,966	58,368	63,598	234.46	住民基本台帳人口(4.1)
29	57,379	121,211	58,082	63,129	234.46	住民基本台帳人口(4.1)

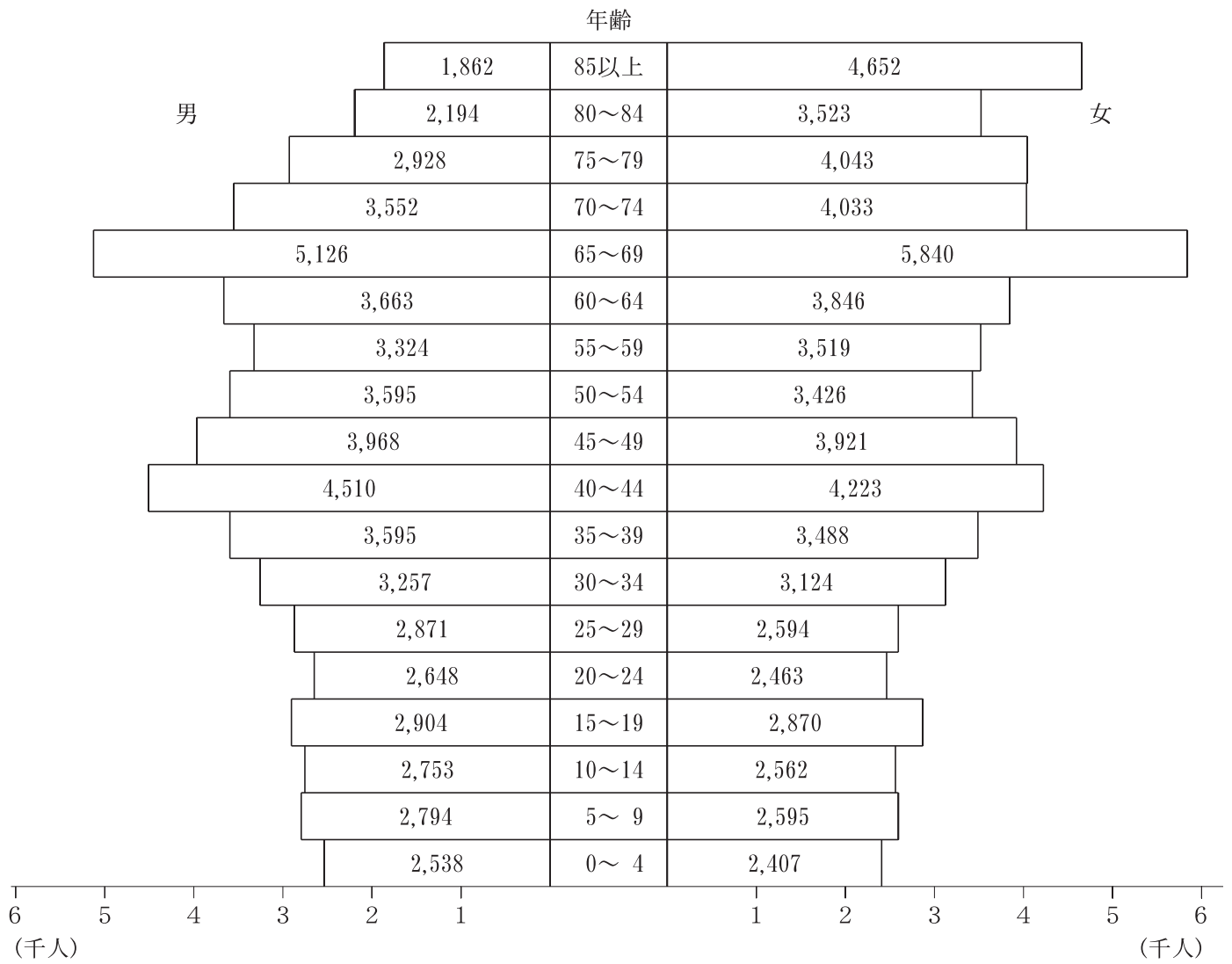
注：国勢調査・住民基本台帳人口以外は推計人口である。

昭和35年以降の面積は国土地理院発表による。

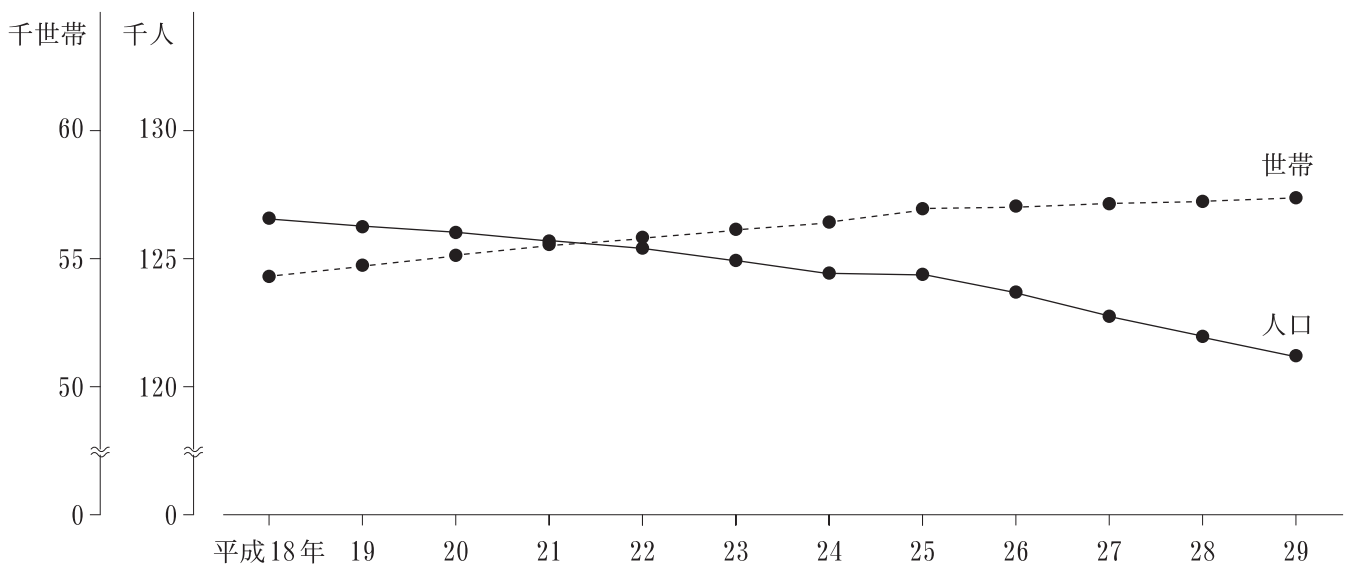
平成15年の人口は新居浜市、別子山村3月末現在の住民基本台帳の合算である。

平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成25年以降は外国人を含む人口としている。

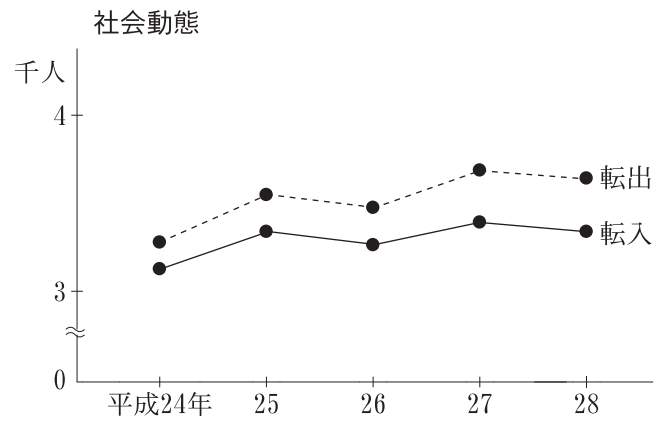
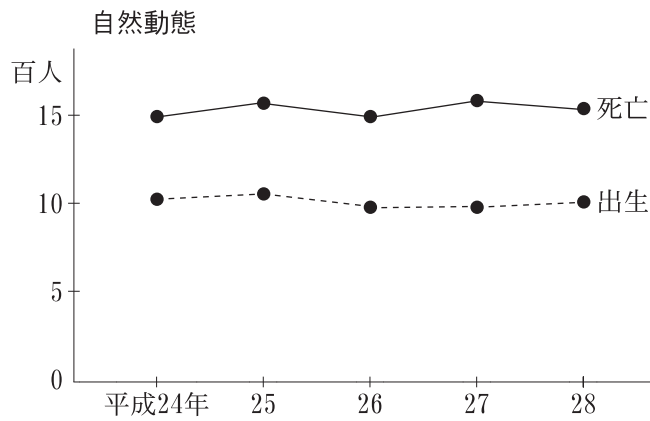
(2) 5歳階級別人口 (29. 4. 1 住民基本台帳)



(3) 人口と世帯の推移 (4.1 住民基本台帳)



(4) 人口動態



(5) 年齢別人口

区 分	実 数 (人)			構 成 比 (%)		
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
総 数	123,952	121,735	119,903	100	100	100
0 ~ 14 歳	17,132	16,550	15,812	13.8	13.6	13.2
15 ~ 64 歳	76,329	71,730	66,679	61.6	58.9	55.6
65 歳 以 上	30,160	32,643	36,715	24.3	26.8	30.6

注：国勢調査による。平成27年の総数に年齢不詳697人を含む。

(6) 産業別人口

区 分	調査年次	平 成 22 年	
		人口 (人)	構成比 (%)
総 人 口		54,462	100
第 一 次 産 業	農 業、林 業	674	1.2
	漁 業	115	0.2
	計	789	1.4
第 二 次 産 業	鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.0
	建 設 業	5,658	10.4
	製 造 業	11,475	21.1
	計	17,143	31.5
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	413	0.8
	情 報 通 信 業	386	0.7
	運 輸 業、郵 便 業	3,304	6.1
	卸 売 業、小 売 業	8,279	15.2
	金 融 業、保 険 業	1,161	2.1
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	515	0.9
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,831	3.4
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	2,636	4.8
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	1,998	3.7
	教 育、学 習 支 援 業	2,142	3.9
	医 療、福 祉	7,343	13.5
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	305	0.6
	サ ー ビ ス 業	2,837	5.2
公 務	1,329	2.4	
計	34,479	63.3	
分 類 不 能 の 産 業		2,051	3.8

区 分	調査年次	平 成 27 年	
		人口 (人)	構成比 (%)
総 人 口		54,878	100
第 一 次 産 業	農 業、林 業	636	1.2
	漁 業	84	0.2
	計	720	1.4
第 二 次 産 業	鉱業、採石業、砂利採取業	19	0.0
	建 設 業	5,127	9.3
	製 造 業	11,814	21.5
	計	16,960	30.8
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱供給・水道業	407	0.7
	情 報 通 信 業	402	0.7
	運 輸 業、郵 便 業	3,136	5.7
	卸 売 業、小 売 業	7,733	14.1
	金 融 業、保 険 業	1,074	2.0
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	554	1.0
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,749	3.2
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	2,480	4.5
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	1,810	3.3
	教 育、学 習 支 援 業	2,212	4.0
	医 療、福 祉	8,003	14.6
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	437	0.8
	サ ー ビ ス 業	2,951	5.4
公 務	1,258	2.3	
計	34,206	62.3	
分 類 不 能 の 産 業		2,992	5.5

注：国勢調査による。

## 5 気 象

(1) 気 温 (平成28年・単位：℃)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
最 高		18.3	18.9	21.0	27.4	29.2	30.6	34.6	36.8	30.9	32.6	24.1	17.8	26.9
最 低		-2.6	0.1	1.0	5.2	11.6	14.9	20.8	21.5	19.6	11.6	5.7	2.0	9.3
平 均		7.0	7.0	10.3	15.8	20.3	22.7	27.8	29.2	24.7	20.4	14.0	9.6	17.4

(2) 降雨量 (平成28年・単位：mm)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
降 雨 日 数		6	8	7	10	10	17	5	3	19	9	8	8	9.2
降 雨 量		64.0	68.0	86.0	106.5	69.0	295.0	75.5	38.0	411.5	61.5	56.5	82.5	117.8
1日最大降雨量		30.0	34.5	52.0	25.5	17.5	41.5	31.0	24.5	154.5	13.5	28.5	29.5	40.2
平 均		2.1	2.3	2.8	3.5	2.2	9.8	2.4	1.2	13.7	2.0	1.9	2.7	3.9

## 6 都 市 宣 言

(1) 平和都市宣言

(昭和32年12月20日議決) (議員提案)

宣言文 われわれは、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、世界連邦建設の趣旨に賛同する。

新居浜市は、平和を愛する総ての都市と共に、永久の平和都市である。右宣言する。

制定後の状況

- ・世界連邦宣言自治体全国協議会への加入
- ・自治体職員1人 100円募金の実施 (昭和63年、平成4年)
- ・平和市長会議への加盟 (平成20年)

(2) 「安全都市」の宣言

(昭和36年12月23日議決) (市長提案)

宣言文 新居浜市を「安全都市」とし、安全運動を推進することを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市安全協議会の結成 (昭和37年5月11日)
- ・市民総ぐるみの安全運動の推進
- ・新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定  
(平成21年)
- ・第9次新居浜市交通安全計画の策定  
(平成25年3月)

(3) 核兵器廃絶都市宣言

(昭和59年3月9日議決) (市長提案)

宣言文 世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

新居浜市は、昭和32年、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、平和を愛するすべての都市と共に、永久の平和都市であることを宣言している。

しかるに、これらの願いに逆行して、今日なお核軍備の拡張が続けられ人類の生存に深刻な脅威を与えている。

憲法で恒久平和を高らかに宣言しているわが国は、世界唯一の被爆国として、被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを声を大にして、全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島、長崎の、あの惨禍を繰り返させてはならない。このことは人類が遵守しなければならない普遍的理念である。

近年、反核・軍縮を求める草の根運動が、世界的な勢いで展開され、平和運動はこれまでにない盛り上がりを見せている。

ここに新居浜市は、核戦争に勝利なく、人類の滅亡のみあることを銘記し、わが国の核に対する国是ともいうべき「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の

原点に立って、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶都市となることを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市核兵器廃絶都市宣言事業推進連絡会設置（昭和59年5月11日）
- ・都市宣言記念「講演と映画のつどい」が開催される（昭和59年8月18日）
- ・中央公園にモニュメントが建設される（昭和60年3月25日）
- ・「平和のつどい」（昭和60年に第1回開催以来平成4年まで毎年開催）
- ・「市民のつどい」（「平和のつどい」を名称変更し、平成5年から平成9年まで開催）
- ・都市宣言文銘板がモニュメントに取り付けられる（昭和61年3月11日）

#### (4) 健康都市宣言

（昭和62年3月3日議決）（市長提案）

宣言文 健康は、心豊かで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなすものであります。

新居浜市民は、健康で明るく幸せな生活がいつまでも続けられることを希求し、個性豊かで明るい活力ある郷土新居浜を築くために、市制施行50周年のいま、ここに、本市を「健康都市にいはま」とすることを宣言します。

制定後の状況

- ・健康フェスティバルの開催（平成6年度まで実施）、生き生き幸せフェスティバルの開催（平成7年度から毎年実施）
- ・全自動血圧計の設置（本庁・支所）  
（～平成24年度）
- ・健康指導車「すこやか号」の設置・運行  
（昭和63年度～平成10年度）
- ・健康都市づくり推進協議会、委員会の開催
- ・健康都市づくり推進員の育成

#### (5) ゆとり創造宣言

（平成2年12月19日議決）（議員提案）

宣言文 我が国の経済発展は目覚ましく、国際社会の中にあって経済大国としての地位を確固たるものにしていく。

今後、我が国に求められるのは、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある生活を国民一人一人が実感できる社会を構築することである。

そのためには労働時間を短縮し、労働と休暇のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保するとともに、あわせて生活環境の改善を図ることが最大の課題である。

新居浜市議会は「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本理念に、すべての市民が健康で生きがいに満ちた、ゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指し、ここに「ゆとり創造宣言」を行う。

制定後の状況

- ・ゆとり創造プラン協議会（平成3年10月29日設置）から、ゆとり創造の具体的プランが提案される。
- ・ゆとり創造シンポジウム愛媛県大会（平成3年11月27日）を開催し、ゆとり創造に関する意識の高揚を図る。
- ・ゆとりモニュメント（平成4年3月17日）を設置する。
- ・労働時間短縮、シンポジウムの開催（平成4年10月2日、平成6年11月14日県主催）

#### (6) 人権尊重都市宣言

（平成5年9月7日議決）（市長提案）

宣言文 人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を有しています。

お互いの人権を守って、明るい社会を築くことが、市民すべての願いであります。

私たちは、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かな社会を実現するため、ここに、「人権尊重都市」を宣言します。

制定後の状況

- ・庁舎に横断幕掲示（平成5年9月7日）



- ・都市宣言記念「差別をなくする市民のつどい」の開催（平成5年12月6日）
- ・新居浜市人権尊重のまちづくり条例施行（平成19年3月30日）
- ・新居浜市人権施策基本方針策定（平成21年3月）
- ・新居浜市人権施策基本方針改訂（平成26年3月）

#### (7) 生涯学習都市宣言

（平成9年9月29日議決）（市長提案）

宣言文 わたくしたちは  
夢がひろがり  
愛があふれるまち  
「にいはま」を目指して  
自分を見つめ 自分をふかめ  
ともに生き ともに育ち ともに輝き  
世界とむすび  
出会いと心の絆を大切に  
ふるさとを知り ふるさとに学び  
ふるさとに感謝して  
より豊かに生きていくために  
生涯にわたり楽しく学びます  
ここに 市制60周年にあたり  
『生涯学習都市 にいはま』を  
宣言します

#### 制定後の状況

- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進本部設置（平成10年5月）
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進班設置（平成10年5月）
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進担当設置（平成10年5月）
- ・第1回生涯学習市民のつどい開催（平成10年9月26日）
- ・新居浜市生涯学習まちづくり市民講座（出前講座）始まる。（平成10年10月）
- ・新居浜市生涯学習市民意識調査の実施（平成10年11月）
- ・新居浜市市民活動モデル調査の実施（平成14年3月）
- ・市民活動の推進に関する指針の策定（平成16年2月）
- ・第16回全国生涯学習フェスティバルin新居浜の開催（平成16年10月）

#### (8) 男女共同参画都市宣言

（平成12年3月6日議決）（市長提案）

宣言文 <sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男 ともにいきいき新居浜宣言  
わたくし<sup>ひと</sup>たち<sup>ひと</sup>女と男は  
心をひらき 心をつないで  
認め合い  
支え合い  
磨き合って  
自分らしく いきいきと暮らせる  
ふるさと新居浜を  
ともに つくるため  
ここに「男女共同参画都市」  
を宣言します

#### 制定後の状況

- ・<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男いきいきフォーラム開催（男女共同参画宣言都市奨励事業）（平成12年8月5日）
- ・新居浜市職員旧姓使用取扱要綱施行（平成12年11月2日）
- ・男女共同参画宣言都市記念モニュメント設置（平成13年1月24日）
- ・審議会等への女性の登用促進要綱施行（平成13年3月1日）
- ・新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）策定（平成13年6月）
- ・新居浜市DV対策連絡会議設置要綱施行（平成14年1月23日）
- ・新居浜市男女共同参画推進条例施行（平成15年10月1日）
- ・全国男女共同参画宣言都市サミットin新居浜開催（平成15年10月10日）
- ・新居浜市配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関する要綱施行（平成16年4月1日）
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施（平成16年8月30日）
- ・男女共同参画に関する写真及び啓発標語募集（平成19年8月4日表彰）
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施（平成21年9月10日）
- ・第2次新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）策定（平成23年3月）
- ・新居浜市配偶者暴力相談支援センター設置（平成25年8月）
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施（平成26年11月）

## 7 名 誉 市 民

名誉市民の称号は、市民又は市に縁故の深い方で社会福祉の増進、産業の振興又は学術等広く社会文化の進展に著しい功績があり、市民から郷土の誇りとして、ひとしく尊敬されている方に贈られるもので、この条例は昭和62年制定された。

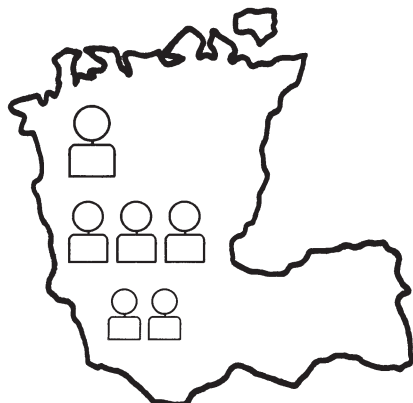
名誉市民には、新居浜市名誉市民証及び名誉市民章が贈られるほか、本市が行う重要な式典への招待、慶弔の際における礼遇、その他市長が特に必要と認める待遇を受けることができる。

氏 名	伝達年月日	生年月日	業 績
近 藤 廣 伸	平成 2. 11. 3	明治 30. 12. 1	<p>昭和22年角野町長に就任して以来、県議会議員5期務められ、この間副議長、議長として県政及び市政進展に尽くされた。昭和43年から新居浜商工会議所会頭、愛媛県商工会議所理事、昭和48年新居浜市森林組合長等を歴任され、地元はもとより県下諸産業並びに商工業の発展に尽くされるなど、豊かな識見、高潔な人格をもって地方自治及び産業経済振興等に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和47年勲四等瑞宝章を受章 平成10. 3. 12 逝去</p>
小 野 基 道	平成 2. 11. 3	明治 37. 2. 17	<p>昭和27年初代新居浜市教育委員長、昭和35年県教育委員(1期)として戦後混乱期の教育行政確立に尽くされた。昭和46年から文化協会会長(15年間)また、昭和10年以来産業医、学校医及び新居浜学校保健協会会長等、更に昭和31年から新居浜市医師会会長等を歴任されるなど、優れた知性と慈味溢れる人間性をもって、教育文化の振興、地域保健の向上充実等に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和51年勲五等双光旭日章を受章 平成 6. 11. 10 逝去</p>
青 野 重 馬	平成 2. 11. 3	明治 41. 7. 1	<p>昭和22年から新居浜市議会議員(6期)、この間副議長、議長に就任され、市政発展に尽くされた。また、昭和28年より港務局委員(17年間)、昭和27年初代新居浜市教育委員に就任され、奨学資金制度創設基金として高額寄付されるなど、本市の教育の振興と青少年育成に尽くされた。更に昭和50年新居浜市商工会議所副会頭、会頭等を歴任されるなど、温厚篤実にして豊かな知性をもって、地方自治、教育及び産業経済の振興に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和53年勲五等双光旭日章を受章 平成 5. 2. 9 逝去</p>

## 8 市民の生活

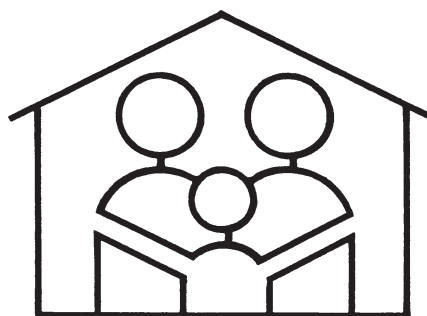
(1) 生活の指数（特に表示がないものは、平成28年度実績による。）

人口密度（29.4.1現在）



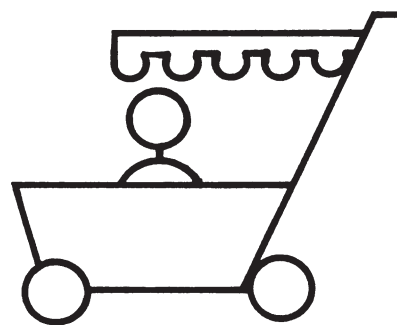
1 km<sup>2</sup> = 516.9 人

世帯人口（29.4.1現在）



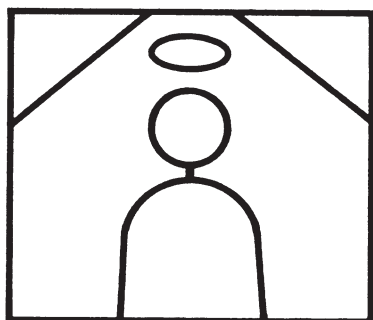
1 世帯 = 2.1 人

出生



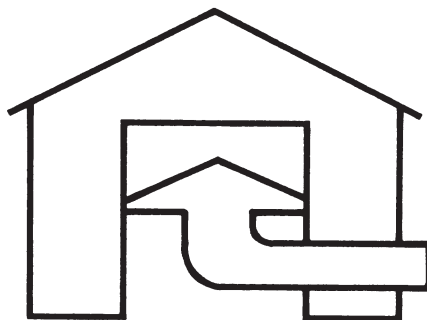
1 日 = 2.6 人

死亡



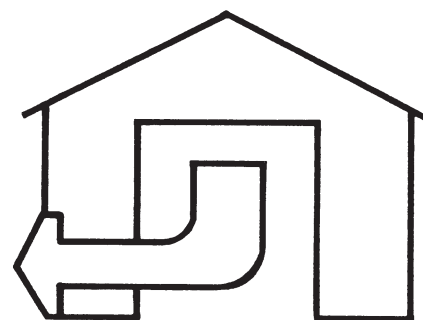
1 日 = 4.4 人

転入



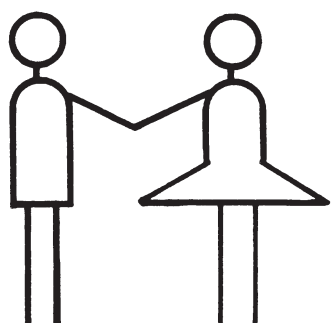
1 日 = 5.1 件

転出



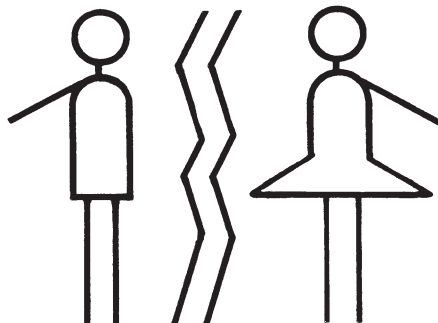
1 日 = 4 件

婚姻



1 日 = 1.4 組

離婚



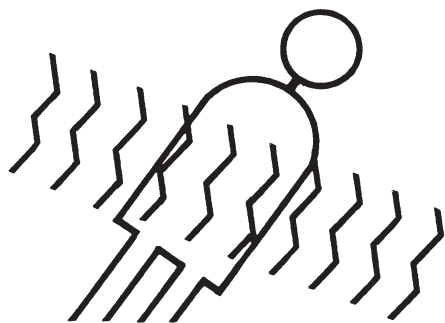
1 日 = 0.6 組

火災（平成28年）



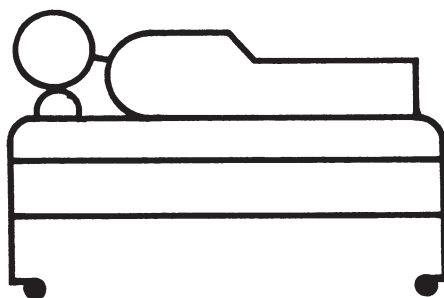
1 日 = 0.1 件

交通事故 (平成 28 年)



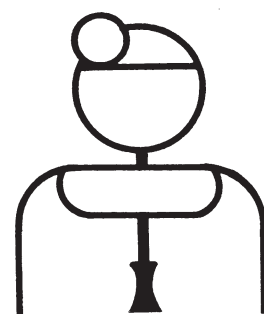
1日 = 0.92 件

救 急 (平成 28 年)



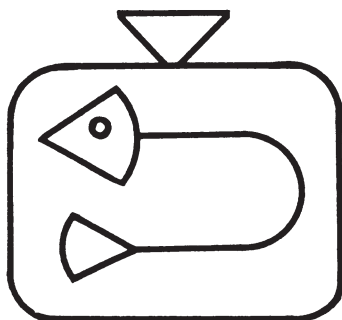
1日 = 14.10 件

医 師 (29.4.1 現在)



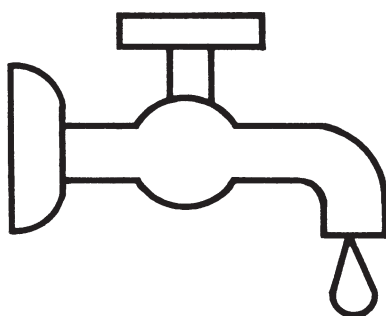
市民 509.3 人 = 1 人 (医 師)  
1,923.9 人 = 1 人 (歯科医)

ゴ ミ



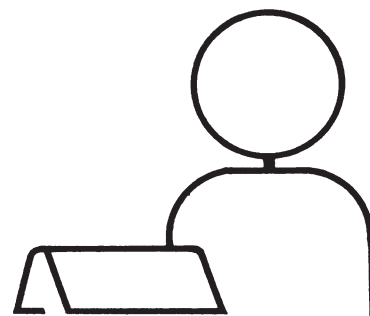
1日 = 125 t

水 道



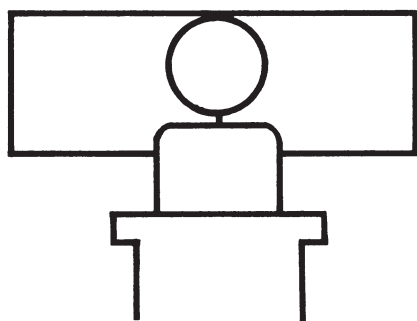
1日1世帯 = 0.68 m<sup>3</sup>

市職員 (29.4.1 現在)



市民 133.6 人 = 1 人  
(内消防士 市民 904.6 人 = 1 人)

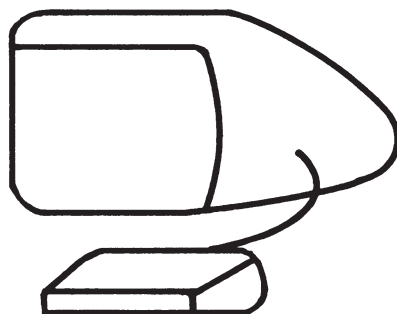
保育士・教員



平成29.4.1 保 育 園 児 5.4人 = 1人  
平成29.5.1 幼 稚 園 児 13.6人 = 1人  
小学校児童 16.4人 = 1人  
中学校生徒 12.9人 = 1人  
注：保育園児、幼稚園児は私立を含む。

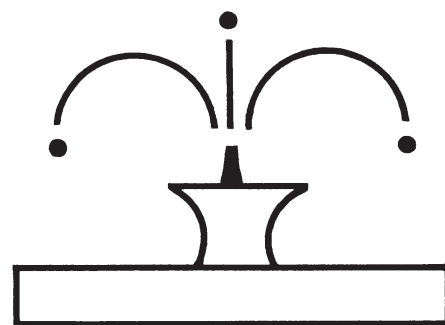
平成29年度一般会計当初予算

49,678,353千円 / 121,211人  
(29.4.1 住基人口)



市民 1 人 = 409,850 円

公 園  
(29.4.1 現在 施工済み)



公 園  
市民 1 人 = 11.2 m<sup>2</sup>

(2) 所得水準

区 分	1人当たり市町民所得（千円）			指 数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新 居 浜 市	2,648	2,811	2,803	100	100	100
松 山 市	2,333	2,385	2,453	88.1	84.8	87.5
今 治 市	2,798	2,946	2,778	105.7	104.8	99.1
愛 媛 県	2,412	2,500	2,520	91.1	88.9	89.9

注：愛媛県市町民所得統計の数値による。